

需要想定要領の変更について (第 4 号議案説明資料)

2022年 1月31日

電力広域的運営推進機関

- 1. 変更の背景
- 2. 配電事業者の想定対象
- 3. まとめ

配電事業ライセンスの創設

- 配電事業者は、自らの事業エリア内の供給責任を負う主体であることから、電気事業法の規定に基づき事業エリアの需要想定や供給力見通し等を記載した供給計画を、本機関を経由して国に届け出る必要がある。
- このため、配電事業者が円滑に需要想定を行えるよう、需要想定要領について変更を行うこととした。
- なお、本機関の業務規程、送配電等業務指針の変更案においても、需要想定を実施する対象事業者に配電事業者を追加している。

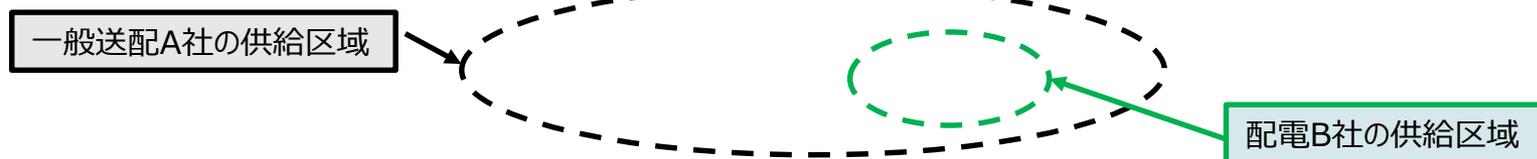
<配電事業者の供給計画>

- 一般送配電事業者は、その供給エリア内の向こう10年間の送電線路等の整備計画や、エリア内の需要・供給力の見通しを記載した供給計画を策定・届出が必要。電力広域機関がすべての電気事業者の供給計画を取りまとめ、国に提出。
- 配電事業者も同様の義務が課せられている。
- **配電事業者が作成・届出する供給計画**は、一般送配電事業者と同様の項目を求めつつ、運用する電気工作物の規模や使用電圧等を踏まえ、記載すべき事項としては、少なくとも以下の事項を盛り込むこととしてはどうか。
 - **配電事業エリア内の需要想定及び供給力見通し**
 - **配電線路等の整備計画**
 - **電源計画（BG分の供給、調整力確保）**

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会
持続可能な電力システム構築小委員会
(第8回)(2020年12月18日)資料1-2より抜粋

- 配電事業者は、自らの供給区域を対象に需要想定を行う。
- なお、一般送配電事業者は、配電事業者の供給区域に対しても引き続き最終保障供給義務を負うなど、配電事業者の供給区域も含めた自らの供給区域全体の需給バランスをこれまで同様に把握する必要があることから、需要想定についても従来通り自らの供給区域全体を対象に行う。
- また、本機関が公表する全国の需要想定値についても、従来通り一般送配電事業者10者の供給区域毎とする。

一般送配電事業者と配電事業者の供給区域のイメージ



<一般送配電事業者との関係>

- 配電事業者は、その配電事業エリア内の供給責任を負う主体であることを踏まえれば、配電事業エリアの供給計画を、一般送配電事業者が配電事業エリアを除く一般送配電事業エリアの供給計画を、それぞれ作成・届出することも考えられる。
- しかしながら、一般送配電事業者は、配電事業エリアを含め、最終保障供給義務を負う主体であることを踏まえれば、究極的には、一般送配電事業者は、配電事業エリアも含めた供給責任を負うことになる。
- このため、以下の整理としてはどうか。
 - 配電事業者は配電事業エリアの供給計画を作成・届出
 - 一般送配電事業者は、配電事業エリアも含めたエリア全体の供給計画を作成・届出
- なお、電力広域機関による供給計画の取りまとめに当たっては、供給力の重複がないよう取りまとめを行う必要がある点には留意が必要。

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会
持続可能な電力システム構築小委員会
(第8回)(2020年12月18日)資料1-2より抜粋

■ 供給計画とは

- 電気事業法第29条の規定に基づき、電気事業者が作成する今後10年間の電気の供給並びに電源や送電線等の開発についての計画であり、本機関は、供給計画の取りまとめにあたり、すべての消費者が低廉で安定した電気をご使用いただけるよう、短期・長期の電力需給の見通しを評価するとともに、電源や送電線の開発計画等が適切になされているかを確認している。

■ 需要想定とは

- 需要想定とは将来にわたっての全国およびエリアの電力需要を見通すことにより、供給計画における需給バランス評価並びに流通設備計画等の策定の前提諸元とするもの。
- 需要想定の手法等に関する具体的な事項を定め、各エリアで一般送配電事業者が行う需要想定のプロセスに差異が生じないようにするために、当機関として「需要想定要領」を定めている。

仮に手法等に関する具体的な事項を定めず想定を行った場合、各エリアで想定内容にバラつきが生じ、想定結果の信頼性を損なうことになる。

- 配電事業ライセンス創設に伴い、配電事業者が事業エリアの需要想定を行う必要が生じたことから、配電事業者が円滑に需要想定を行えるよう、需要想定要領について変更させて頂きたい。
- 本機関としても、配電事業者の需要想定業務への真摯な対応や、一般送配電事業者も加えた3者間の情報連携などに努めていく。